

I. 令和3年度事業計画

令和3年度

# 事業計画書

自 令和3年 4月 1日  
至 令和4年 3月31日

山口県農業共済組合

1. 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	組合員数	農作物共済											
		水 稲					麦						
		一筆	全相殺	半相殺	品質	地域インデックス	一筆	半相殺	災害収入	地域インデックス	搾乳牛	繁殖用雌牛	
区域内の概数	戸 38,348	a					a					頭	頭
		1,979,828					209,000					1,921	4,143
前年度引受実績	34,993	1,350,970	54,748	6,933	7,840		2,203		54,847		2,298	4,553	
本年度引受計画	34,743	1,106,180	107,310	7,280	7,840		--	40	57,590		2,202	4,419	
本年度予定引受率 (%)	90.6	62.1					27.6					114.6	106.7
収入保険加入	840	558,442					149,485						
農業保険加入率 (%)	92.8	90.3					99.1					114.6	106.7

共済目的等 項目	果樹共済					畑作物共済						
	収 穫					大豆				茶	ガラス室	
	うんしゅうみかん			なつみかん	なし	一筆	全相殺	半相殺	地域インデックス	災害収入	I 類	II 類
	減収総合	特定危険	地域インデックス	減収総合	災害収入							
区域内の概数	a			a	a	a				a	棟	棟
	62,252			1,400	4,250	83,919				2,800		55
前年度引受実績	1,264	829			564	1,547	27,234	151				11
本年度引受計画	1,969	850			564	624	18,979	111				11
本年度予定引受率 (%)	4.5				13.3	23.5						20.0
収入保険加入	2,641			93	1,645	53,119						
農業保険加入率 (%)	8.8			6.6	52.0	86.8						20.0

家畜共済													
死 廃								病 傷					
(内子牛等) 育成乳牛等	(内子牛等) 育成・肥育牛	繁殖用雌馬	育成・肥育馬	種豚	肉豚	肉用種種雄牛	種雄馬	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚	肉用種種雄牛	種雄馬
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
523	10,488		2	3,756	29,933	2		2,462	14,679	2	3,756	2	
(255) 1,552	(2,529) 17,875		2	3,227	23,558	2		2,477	13,227	2			
(350) 1,452	(2,433) 17,266		2	3,227	25,168	2		2,394	12,953	2			
(280.0) 277.6	(174.9) 164.6		100.0	85.9	84.1	100.0		97.2	88.2	100.0			
(280.0) 277.6	(174.9) 164.6		100.0	85.9	84.1	100.0		97.2	88.2	100.0			

園芸施設共済								任意共済	
プラスチックハウス								建 物	農 機 具
I 類	II 類	III 類	IV 類		V 類	VI 類	VII 類		
棟	棟	棟	甲	乙	棟	棟	棟	棟	台
	5,490	345	201	109	18	202		74,325	89,175
	2,124	148	56	44		149		38,909	8,495
	2,572	148	56	44		149		39,463	8,602
	46.8	42.9	27.9	40.4		73.8		53.1	9.6
	46.8	42.9	27.9	40.4		73.8		53.1	9.6

2. 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

共済目的等		項目	引 受		共済金額	共 済 掛		
			本年度予定	前年度実績		A 総 額	B 国庫負担金	
					千円	千円	千円	
農作物	水稲	一 筆	1, 106, 180 a 38, 665, 900 kg	1, 350, 970 a 46, 111, 100 kg	7, 051, 342	56, 607	28, 303	
		全相殺	107, 310 a 3, 948, 200 kg	54, 748 a 2, 289, 863 kg	719, 694	13, 163	6, 665	
		半相殺	7, 280 a 325, 100 kg	6, 933 a 284, 154 kg	59, 118	630	315	
		品 質	7, 840 a	7, 840 a	56, 843	1, 091	545	
		地域インデックス	a	a				
		計	1, 228, 610 a	1, 420, 491 a	7, 886, 997	71, 491	35, 828	
	麦	一 筆	-- a kg	2, 203 a 41, 716 kg				
		半相殺	40 a 500 kg	a kg	11	1	0. 4	
		災害収入	57, 590 a	54, 847 a	91, 172	9, 441	5, 192	
		地域インデックス	a	a				
		計	57, 630 a	57, 050 a	91, 183	9, 442	5, 192	
	計		1, 286, 240 a	1, 477, 541 a	7, 978, 180	80, 933	41, 020	
	家畜	死 廃	搾乳牛	2, 202 頭	2, 298 頭	617, 184	41, 900	20, 950
			繁殖用雌牛	4, 419	4, 553	1, 539, 848	29, 534	14, 767
			育成乳牛 (内子牛等)	1, 452 (350)	1, 552 (255)	349, 657	6, 390	3, 195
育成・肥育牛 (内子牛等)			17, 266 (2, 433)	17, 875 (2, 529)	6, 210, 962	94, 406	47, 203	
繁殖用雌馬								
育成・肥育馬			2	2	534	8	4	
種 豚			3, 227	3, 227	195, 993	70	28	
肉 豚			25, 168	23, 558	281, 881	141	56	
肉用種種雄牛			2	2	420	20	10	
種雄馬								
計			53, 738	53, 067	9, 196, 479	172, 469	86, 213	
病 傷		乳用牛	2, 394	2, 477	50, 861	28, 746	14, 373	
		肉用牛	12, 953	13, 227	243, 628	63, 287	31, 644	
		一般馬	2	2	27	8	4	
		種 豚						
		肉用種種雄牛						
		種雄馬						
		計	15, 349	15, 706	294, 516	92, 041	46, 021	
計		69, 087 (2, 783)	68, 773 (2, 784)	9, 490, 995	264, 510	132, 234		
果樹		うんしゅう みかん	減収総合	1, 969 a	1, 264 a	21, 314	631	315
	特定危険		850	829	11, 023	108	53	
	地域インデックス							
	なつみかん	減収総合						
	なし	災害収入	564	564	34, 581	1, 331	665	
計		3, 383	2, 657	66, 918	2, 070	1, 033		

金	D	E	F	備 考	
C	保険料	交付金 (△納入保険料) (B-D)	手持共済掛金 (C+E)		
農家負担金					
千円	千円	千円	千円		
28,304	28,023	280	28,584	kg当たり平均	182円
6,498	6,498	167	6,665	kg当たり平均	182円
315	296	19	334	kg当たり平均	182円
546	544	1	547	10a当たり平均共済金額 72,700円	
35,663	35,361	467	36,130		
0.3	0.2	0.2	1	kg当たり平均	22円
4,249	2,286	2,906	7,155	10a当たり平均共済金額 15,831円	
4,249	2,286	2,906	7,156		
39,912	37,647	3,373	43,286		
20,950	6	20,944	41,894	頭当たり	280千円
14,767	15	14,752	29,519	頭当たり	348千円
3,195	3	3,192	6,387	頭当たり	241千円
47,203	62	47,141	94,344	頭当たり	360千円
4		4	8	頭当たり	267千円
42	2	26	68	頭当たり	61千円
85	3	53	138	頭当たり	11千円
10		10	20	頭当たり	210千円
86,256	91	86,122	172,378		
14,373	1	14,372	28,745	頭当たり	21千円
31,643	3	31,641	63,284	頭当たり	19千円
4		4	8	頭当たり	14千円
46,020	4	46,017	92,037		
132,276	95	132,139	264,415		
316	270	45	361	kg当たり	1類 133円 2類 147円
55	29	24	79	kg当たり	1類 128円 2類 148円
666	591	74	740	10a当たり平均共済金額 613,100円	
1,037	890	143	1,180		

共済目的等		項目	引 受		共済金額	共 済 掛	
			本年度予定	前年度実績		A 総 額	B 国庫負担金
畑作物	大豆	一 筆	624 a	1,547 a	千円 542	千円 63	千円 35
		全相殺	18,979	27,234	40,599	7,984	4,391
		半相殺	111	151	112	15	8
		地域インデックス					
	茶	災害収入					
		計	19,714	28,932	41,253	8,062	4,434
園芸施設	ガラス室Ⅰ類		棟	棟			
	ガラス室Ⅱ類		11	11	35,908	35	17
	プラスチックⅠ類						
	プラスチックⅡ類		2,572	2,124	999,662	21,244	10,622
	プラスチックⅢ類		148	148	334,313	3,312	1,656
	プラスチックⅣ類	甲	56	56	64,984	1,005	502
		乙	44	44	134,294	365	183
	プラスチックⅤ類						
	プラスチックⅥ類		149	149	36,362	596	298
	プラスチックⅦ類						
		計	2,980	2,532	1,605,523	26,557	13,278
合 計				19,182,869	382,132	191,999	

イ 任意共済事業の規模

共済目的等		項目	引 受		共済金額	A 共済掛金総額	内 B 純掛金	
			本年度予定	前年度実績				
任意	建物	総合	5,761 棟	5,643 棟	千円 48,381,341	千円 145,427	千円 100,135	
		火災	33,702	33,266	361,983,791	274,706	151,107	
		計	39,463	38,909	410,365,132	420,133	251,242	
	農機具	損害	8,554 台	8,447 台	16,688,383	85,966	60,736	
		更新	48	48	136,900	19,473	19,057	
		計	8,602	8,495	16,825,283	105,439	79,793	
			保管中農産物補償	1 口	1 口	1,000	3	2
	合 計				427,191,415	525,575	331,037	

総 合 計			446,374,284		
-------	--	--	-------------	--	--

金	D	E	F	備 考	
C	保険料	交付金 (△納入保険料) (B-D)	手持共済掛金 (C+E)		
農家負担金					
千円 28	千円	千円	千円		
3,593	3,836	598	4,226	kg当たり平均	
7				1類 224円	3類 214円
3,628	3,836	598	4,226		
18	4	13	31	棟当たり	3,264千円
10,622	6,338	4,284	14,906	棟当たり	364千円
1,656	675	981	2,637	棟当たり	1,741千円
503	159	343	846	棟当たり	1,121千円
182	31	152	334	棟当たり	2,561千円
298	176	122	420	棟当たり	243千円
13,279	7,383	5,895	19,174		
190,132	49,851	142,148	332,281		

訳	D	E	F	備 考	
C	再共済掛金 (A) × (G)	再共済手数料 (D) × (H)	手持共済掛金 (B-D+E)		
事務費賦課金					
千円 45,292	千円 55,813	千円 17,518	千円 61,840	棟当たり	8,398千円
123,599	82,412	33,377	102,072	棟当たり	10,741千円
168,891	138,225	50,895	163,912		
25,230	/	/	60,736	台当たり	1,951千円
416			19,057	台当たり	2,852千円
25,646			79,793		
1	2				
194,538	138,227	50,895	243,705		
再共済割合 (G)	地震以外 30% ※1 地震 50% ※2	再共済手数料 (H)	総合 火災	31.70% 40.50%	

※1 但し、地震等を除く自然災害に係る責任については、年間を単位とする超過損害再保険方式によるものとし、地震等を除く自然災害部分に係る前年度収入純共済掛金の1,650%を超えた額の60%に相当する額を限度額とする。

※2 但し、地震等事故に係る責任については、1事故を単位とした超過損害再保険方式によるものとし、前年度引受共済金額の3.5%を超えた額の50%に相当する額を限度額とする。

/	/	/	575,986		
---	---	---	---------	--	--

### 3. 引受計画と実施方策

昨年は、農業分野においても新型コロナウイルス感染症の影響を受け、販路の喪失等による大幅な収入の減少に見舞われ、さらには過去に経験したことがないような台風や豪雨など各地で自然災害が頻発しました。

本県では水稻において7月の低温と日照不足に加え、8月以降に県下全域で「トビイロウンカ」による被害、瀬戸内沿岸部では台風10号による潮風被害が影響したことから、作況指数73という記録が残る中で最低の作柄となりました。また、大豆にも同様に被害が発生しました。さらに、大雪による園芸施設の倒壊など近年にない甚大な被害が発生した年となりました。

このような事態に対し、NOSAIとしては農業者の経営再開・営農継続に向け、水稻共済金の年内支払い、収入保険のつなぎ融資等、迅速な対応に取り組んで参りました。

今後も頻発する自然災害に加え、新型コロナウイルス禍という状況の中、農業保険は農業経営のセーフティネットとして基幹的な役割を果たしており、ますます重要性が高まっています。

政府は昨年3月には、農政の指針となる第5次「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、特に収入保険については、農業経営の安定化を図るための「有効な手段」と明記し、普及推進・利用拡大が協調されました。

収入保険制度及び農業共済制度がその機能を十分に発揮するためにも、丁寧な説明で内容を周知し、収入保険と農業共済の一層の加入推進に努めることが不可欠と考えております。

NOSAI団体では、今年、全国統一運動「安心の未来」拡充運動の最終年を迎えます。本県でも「すべての農家に『備え』の種を届けよう」を合言葉に、農業経営安定のためのセーフティネットとして、国の農業災害対策の基幹としての役割を万全に果たし、「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を幅広く構築するため関係機関と連携し、未加入者への全戸訪問を実施し、農家組合員の負託に応えられるよう、下記実施方策を基に事業運営に取り組んでまいります。

#### ○収入保険事業

- (1) 山口県農業保険推進協議会において、行政やJA等との更なる連携強化の下、事業の推進を図る。
- (2) 生産者部会等の会員に対し、JA担当者との連携による制度説明、加入推進及び青色申告への移行推進の説明会を実施する。
- (3) これまでに実施したアンケートで判明した青色申告者に加え、認定農業者や集落営農法人に対する戸別訪問を行い、制度説明及び加入推進を図る。
- (4) 再度実施する水稻共済一筆方式加入者に対する保険メニュー調査で判明する収入保険加入資格者に対し、戸別訪問を行い、制度の具体的な内容説明により加入推進を図る。
- (5) 戸別訪問やJA青色申告会等の協力を得、税務上の利点を踏まえ青色申告への移行を推進する。
- (6) 農業の形態や農業者数の推移等を分析、地域ごとにターゲットを絞った方策に基づく加入推進を図る。また、重点推進地域を設定し、推進協議会を挙げて加入推進活動に取り組む。
- (7) 推進を行う職員の制度普及に関するスキルアップはもとより、税務・会計処理等推進に必要な知識の向上を図る。

#### ○農業共済事業

##### ア 農作物共済



#### (水稲共済)

- (1) 水稲共済、ナラシ対策と、収入保険との比較の情報提供により農業者個々の災害リスクに応じた加入推進を徹底する。
- (2) 地域農業再生協議会との一体化事務処理体制を継続する。
- (3) 令和4年産から一筆方式が廃止となるため、一筆方式廃止後は個々の農業経営実態に即した提案を行い、全相殺方式、品質方式、半相殺方式並びに地域インデックス方式への選択移行を推進する。なお、全相殺方式への加入資格者については、全相殺方式への移行を積極的に推進するとともに、その手続きにおいて関係団体に対しては情報提供などの協力依頼を実施する。
- (4) 全相殺方式、品質方式、半相殺方式並びに地域インデックス方式には、一筆半損特約を付加する推進を基本とし、その内容について丁寧な説明による周知を図る。
- (5) 危険段階別共済掛金率が適用となることを周知し、低被害農業者が水稲共済へ継続加入することのメリットをPRすることで無保険者が出ないように努める。また、未加入者に対しては戸別訪問により積極的な加入推進を図る。
- (6) 令和4年産から新たに白色申告者で水稲の収穫量を帳簿等により確認できる農業者については、全相殺方式が選択できるようになることの周知を開始する。

#### (麦共済)

- (1) 麦共済、ナラシ対策と、収入保険との比較の情報提供により農業者個々の災害リスクに応じた加入推進を徹底する。
- (2) 令和4年産から一筆方式が廃止となるため、一筆方式廃止後は災害収入共済方式、半相殺方式並びに地域インデックス方式への移行を推進することを基本とする。なお、災害収入共済方式への加入資格者については災害収入共済方式への移行を積極的に推進するとともに、その手続きにおいて関係団体に対しては情報提供などの協力依頼を実施する。
- (3) 地域インデックス方式を含め、一筆方式を除く全ての方式で一筆半損特約を付加する推進を基本とし、その内容について丁寧な説明により周知を図る。
- (4) 危険段階別共済掛金率が適用となることを周知し、低被害農業者が麦共済へ継続加入することのメリットをPRすることで無保険者が出ないように努める。また、未加入者に対しては戸別訪問により積極的な加入推進を図る。

#### イ 家畜共済

- (1) 関係機関と連携し、加入資格を有する農業者の把握、戸別訪問等による制度の普及推進に努める。
- (2) 家畜の異動状況を個体識別情報システムの活用と診療獣医師との連携により適確に把握する。また、個体識別情報システムの届出を遅滞なく行うよう組合員へ周知を図る。
- (3) 組合員別危険段階別掛金の制度を事故除外方式の選択を含めて説明し、農家ニーズにあった補償の拡充を図る。
- (4) 畜産経営の観点から死亡廃用共済、疾病傷害共済を併せて加入推進を行い、補償

の充実に努める。

#### ウ 果樹共済

- (1) 果樹共済と収入保険との比較の情報提供により農業者個々の災害リスクに応じた加入推進を徹底する。
- (2) 令和4年産から特定危険方式が廃止となるため、特定危険方式廃止後は個々の農業経営実態に即した提案を行い、半相殺減収総合一般方式並びに地域インデックス方式への移行を推進する。
- (3) J A及び関係機関等と連携し加入資格を有する農業者を把握し、それに基づき戸別訪問等による加入推進を実施し、引受拡大に努める。

#### エ 畑作物共済

##### (大豆共済)

- (1) 大豆共済、ナラシ対策と、収入保険との比較の情報提供により農業者個々の災害リスクに応じた加入推進を徹底する。
- (2) 令和4年産から一筆方式が廃止となるため、一筆方式廃止後は個々の農業経営実態に即した提案を行い、全相殺方式、半相殺方式並びに地域インデックス方式への移行を推進する。なお、全相殺方式への加入資格者については、全相殺方式への移行を積極的に推進するとともに、その手続において関係団体に対しては情報提供などの協力依頼を実施する。
- (3) 関係機関との連携及び一体化申告票等の関係書類を基に加入資格を有する農業者を把握し、戸別訪問等による加入推進を行い、未加入農家の解消に努める。

##### (茶共済)

関係機関の協力を得て加入資格を有する農業者を把握し、戸別訪問等により積極的な加入推進に努める。

#### オ 園芸施設共済

- (1) 県、J A、生産者団体等関係機関と連携を強め、施設設置や新規就農者の情報等を基に加入資格を有する農業者を把握し、戸別訪問等による加入推進に努める。
- (2) 施設建設時の農業保険加入への助言等、県、市町と一体となった災害対策を促進する。
- (3) 戸別訪問により、制度改正による加入方法の選択拡大や補償額の大幅な充実が図られたことを説明し、経営に合った内容を提示し加入推進を図る。
- (4) 加入者には補償額の上乗せ特約、小損害不填補の拡大等制度改正について説明し、より充実した補償を提供する。
- (5) 青色申告を行っている農業者には、施設本体は園芸施設共済、施設内農作物については収入保険への加入推進に努める。
- (6) 生産者部会等に集団加入等に向けた協定締結を推進し、共済掛金等の集団割引制度の周知を図り加入を促進する。生産者部会総会等での説明機会をいただき、部会

構成員の加入を推進する。

- (7) 予測しえない自然災害が多発する環境での農業経営資産の保全確立に向け、無保険者が1人でも少なくなるよう取り組みを図る。

#### カ 任意共済

##### (建物共済)

- (1) 加入推進時には資格調査を行い、適正なる引受を徹底する。
- (2) 共済部長集会での取りまとめ依頼で自動継続特約を推進し、手続きの簡略化や長期的な補償の確立に努める。
- (3) 小損害実損填補特約や臨時費用担保特約等の附帯を推し進め、補償の充実を図る。
- (4) 共済部長との連携を強化し、協力を得ながら、未加入農家への推進を図るとともに、加入率の向上と低補償加入者の補償拡充に努める。
- (5) 引受推進等機会ある毎に組合員の現加入状況を踏まえ、見合った補償の充実について提案し推進する。
- (6) 多発する自然災害による損害を補填するため建物総合共済の推進を強化する。

##### (農機具共済)

- (1) 農機具の大型化による加入限度額の引上げ、事故に対応した共済掛金の無事故割引・有事故割増料率制度等、充実した仕組みについて引き続き周知し、引受審査要領に基づく適正な引受推進を行う。
- (2) 自動継続特約を推進し、長期的な補償の確立に努める。
- (3) 高額化する農機具事故の修理費用を十分に補填するため、補償限度額未満の加入農機具に対しては、限度額での加入を推進する。
- (4) 農事組合法人等のリストに基づき、未加入法人等への加入推進を行うとともに法人等に対しては、全ての農機具の加入に向けて推進を行う。
- (5) 農機具販売団体等関係団体との連携を強化し、制度普及に繋げる。

##### (保管中農産物補償共済)

- (1) 収入保険に加入できない白色申告農家に、保管中の農産物の補償を提供するための普及推進に努める。
- (2) すでに建物総合共済の収容農産物補償特約を附帯して加入している農家に対し、より補償の充実した保管中農産物補償共済への切り替えを促す。

#### 4. 共済掛金等の徴収及び徴収計画

- (1) 事業規程で定める共済掛金払込期限内の徴収に努める。
- (2) 未収共済掛金等については、戸別訪問等により理解を求め、徴収に努める。
- (3) 共済掛金等については、現金扱いから口座振替での納入を推進する。

#### 5. 損害評価の適正化の方策

- (1) 損害評価は、県下全域での評価方法等の統一を図る。また、台風等の大災害時に

は本所・総合支所等が連携して損害評価体制を構成し、集中損害評価体制により適正かつ迅速な評価を実施する。

- (2) 非常災害時には、非常災害対応マニュアルに則り本所・総合支所等が連携して機動的に対応する。

#### ア 農作物共済

- (1) 作柄の早期把握と見回り調査の実施

- ① 品種別の作柄及び被害状況を早期に把握するため、関係機関との連携を密にしつつ、定期的に見回り調査を実施する。
- ② 登熟不良等被害調査を実施する。

- (2) 損害評価の適正化

- ① 損害評価について被害申告方法、被害申告の目安、評価方法、共済金支払方法等を組合員へ周知徹底する。また、広報紙等を通して申告漏れのないよう徹底し、結果については申告者全員に通知する。
- ② 損害評価体制については組合職員も編成に加え、損害評価員の負担軽減に努める。
- ③ 損害評価員を対象に評価研修会を実施する。
- ④ 評価地区の設定は、被害発生状況に応じて実施する。
- ⑤ 全相殺、品質、麦災害収入方式については、関係機関等の協力を得て収穫量の正確な把握に努める。
- ⑥ 一筆半損特約の導入に伴い、半損被害の有無についての判断が必要になるため、目視にて判定するためのガイドブックを作成し、組合員及び評価員へ周知を図る。

#### イ 家畜共済

- (1) 死廃事故家畜の現地確認と個体識別情報提供事業の情報を活用した適正な損害評価を行う。
- (2) 死亡廃用事故低減を図るため、損害防止の義務や指示の履行を周知徹底する。
- (3) LAC システム（電子カルテ）を活用し、正確適正な病傷事故診断書の作成と事務処理のより一層の効率化を図る。

#### ウ 果樹共済

- (1) 農家申告抜取調査の導入に向けてガイドブックを作成し、生食用仕向果及び加工用仕向果ごとに適正な申告ができるよう組合員及び評価員へ周知を図る。
- (2) 農業保険法の施行に伴い、作柄及び被害状況の早期把握をするために見回り調査を実施する。また、損害評価研修会を開催し、評価眼の統一等を図り、適正な評価を実施する。

#### エ 畑作物共済

- (1) 損害評価について被害申告方法、被害申告の目安、評価方法、共済金支払方法等を組合員へ周知徹底する。
- (2) 損害評価体制については、組合職員も編成に加え、損害評価員の負担軽減に努める。

- (3) 作柄の早期把握と被害状況の把握をするため見回り調査を実施する。また、損害評価研修会を開催し、分割評価の統一等を図るとともに、関係機関等と連携し出荷数量等調査により適正な評価を実施する。

#### オ 園芸施設共済

- (1) 事故発生時には速やかな損害通知をするよう組合員に周知する。
- (2) 迅速・適正な評価を実施し、共済金の早期支払に努める。
- (3) 台風直撃等の後は、早期に損害状況を把握するため、巡回調査及び聞き取り調査を実施する。
- (4) 担当者会議において損害評価に関する研修を実施し、職員のスキルアップを図る。
- (5) 共済金支払対象とならなかった被害申告組合員へ評価結果を丁寧に説明する。

#### カ 任意共済

- (1) 事故発生時には速やかな損害通知をするよう組合員に周知する。
- (2) 迅速・適正な評価を実施し、共済金の早期支払に努める。
- (3) 原因及び罹災状況を的確に調査するため、必要に応じて修理業者に状況説明を求める。また、農機具共済の免責基準を加入者に周知徹底する。
- (4) 全国や中国地区の損害評価研修等に積極的に職員を参加させたり、組合内においても研修会を開催することによって、担当者の損害評価技術の向上に努め、適正評価を実施する。

### 6. 損害防止事業の実施方策

#### ア 農作物共済

- (1) 鳥獣害等損害防止事業については、常態化する野猪、鹿等の被害に対する野猪等防止用資材等及び広域化するスクミリンゴガイの防除用薬剤等の購入費用に係る費用の一部助成を予算の範囲内で行う。
- (2) 関係機関との連携を一層強化するとともに、鳥獣被害防止対策アドバイザー研修等に参加し、農家等へ被害防止対策がアドバイスできる人材の育成に努める。  
また、加入推進時に鳥獣被害防止に関する情報を提供するなどして地域に密着した、より実効性のある損害防止活動を推進する。

#### イ 家畜共済

- (1) 飼養衛生管理基準に従い防疫に努める。また家畜診療所は、乳用牛・肉用牛の繁殖障害等の特定損害防止事業を実施し事故の低減に努める。
- (2) 農家への講演会等を開催して、損害防止に努める。
- (3) 危険段階別共済掛金率により掛金率の上昇が認められた農家については、事故低減に向けた啓発を行う。
- (4) 関係機関との連携を強化し損害防止のための指導を行う。

#### ウ 畑作物共済

大豆種子消毒剤を配付し鳥害、病虫害の防止に努める。

#### エ 園芸施設共済

- (1) 台風接近時の備えの必要性に関して、パンフレット等により説明する。
- (2) 園芸施設被覆材応急補修テープを配付し、加入者自らによる被害防止を推奨する。

#### オ 任意共済

(農機具共済)

春、秋の農作業安全実施週間にはポスター等を掲示し、事故撲滅を啓発する。

### 7. 執行体制の整備

#### ア 理事会及び監事会

- (1) 理事会は、理事会運営規則に基づき毎四半期各1回、また必要に応じて随時開催し、組合運営上の主要事項を審議決定する。また、組織体制の見直し等業務運営の効率化、合理化及び適正化に努めるとともに、内部統制機能による不祥事発生防止に向けたリスク管理態勢の構築に取り組む。
- (2) 監事会は、監事監査規則に基づき監査方針・計画を決定して監査を実施し、適正な業務執行に資する。また、監査室とも連携し効率的な監査を実施する。

#### イ 組織体制強化の推進

- (1) 地域に密着した事業推進や農家ニーズ把握のため、集落ごとに共済部長を委嘱し、共済部長集会開催時には制度内容の説明や情報提供を行い、よりNOSA Iへの理解を深めていただきながら組合員と組合との連絡業務及び事業推進等への協力を依頼する。
- (2) 共済部長の地域代表である地区長で構成する共済部長連絡協議会を開催し、組合員ニーズの把握に努めながら、組合員の立場に立った事業展開を行う。
- (3) 組織基盤の強化を図る必要から、リスク管理態勢の基盤構築と組織機構の見直し等を含めて、制度改正等国の施策に対応できる組織体制の整備を進める。
- (4) 非常災害対応マニュアルを検証し、実行ある損害評価体制を策定する。
- (5) 農業保険推進協議会を開催し、県・JA等関係団体との情報交換をしながら、連携の強化ときめ細かな普及推進体制を確立する。
- (6) 4ヶ所に拠点化統合した家畜診療所により診療業務体制のより一層の充実と業務対応力の強化を図る。

#### ウ 職制及び職員の配置計画

- (1) 職制規則により、参事統括のもと企画総務部（企画総務課）、事業部（収穫共済課、資産共済課、中部事業課）、家畜部（家畜課、家畜診療所統括）の3部5課・家畜診療所統括及び監査室を配置、支所にあつては2総合支所、7支所、1出張所を配置し、家畜診療所は4拠点化診療所での円滑な診療業務遂行に努める。
- (2) 監査室設置態勢のもとで、リスク管理を始め適正かつ効率的で健全な業務運営及

び法令遵守に取り組む。また、苦情処理態勢を併せて確立させることにより内部管理態勢の充実を図る。

#### エ 事業支所設置体系の見直し構築

##### (1) 本支所の再編について

令和3年12月までに本所、東部支所、北部支所、西部支所の4本支所体制の構築に努める。

#### オ 役職員研修の実施

(1) 農業保険制度に対する組合員や県民の信頼を失うことのないよう、高い倫理観を醸成することを目的として計画的な役職員研修を実施する。

(2) N O S A I 団体は、収入保険制度と農業共済制度の2つの制度を取扱うものとして、現場での丁寧な説明や疑問・質問への的確な対応はもとより、それぞれの農業者にどのリスク対策を選択した方が良いのかの問いに適切に答え、農業経営改善のアドバイスができる役割が求められていることを認識し、研修を通し役職員の資質向上に努める。

(3) 獣医師職員の獣医技術に関する講習・研修への積極的な参加とともに、疾病の調査研究を行うとともに、発表等につなげ獣医師の診療技術向上に努める。

#### カ コンプライアンス態勢の整備

(1) コンプライアンス意識高揚のための研修を反復して実施する。

(2) 事務リスク低減と効率化及びコンプライアンス態勢の向上を図るため、継続的に掛金納入方法の口座振替化に理解を求め推進する。

(3) 理事会で決定されたコンプライアンスプログラムを着実に実践する。

(4) 内部牽制機能が十分発揮されるよう監査実施計画書に基づいた全部署を対象とする内部監査を実施し、コンプライアンス態勢の改善に努める。

(5) N O S A I では多くの個人情報を取り扱うことを十分認識し、個人情報取扱事業者として個人情報及び特定個人情報の保護に関する規則を遵守し内部管理を徹底する。

### 8. 予算統制の方策

事業計画に基づき各事業とも目標達成に努め、業務収入の確保を図るとともに、引き続き災害対策としてのセーフティネット機能を遂行するとともに、限られた財源の中で予算執行にあたっては常に収支の動向を見極め一層の経費節減を目指す。

また、資金の運用については、信用リスクや市場リスク及び流動性リスクを考慮し、余裕金運用管理委員会及び理事会で決定した余裕金運用の基本方針に基づき、長期的な視点による安全かつ確実なポートフォリオの構築に努めるとともに、安全性と流動性に配慮した効率的な運用に取り組む。